

新型コロナウイルス感染症に負けずに
販路開拓に取り組む事業者を支援します！

砂川市中小企業売上回復広告宣伝支援事業

砂川市では、新型コロナウイルス感染症による直接的または間接的な影響を受けながらも、販路開拓に取り組み、売上げ回復を図る“広告宣伝事業”に取り組む中小事業者を支援いたします。

| 項目 | 条件 |
|------|---|
| 対象者 | 次のいずれの要件も満たす中小事業者 ・砂川市内に事務所または店舗を有しているもの ・令和2年1月から12月までの任意の1か月間の売上高について、前年同期と比較して減少率が5%以上であるもの※ |
| 対象経費 | 印刷製本費、広告宣伝費、デザイン費 (令和2年6月16日から令和3年3月31日までに行った広告宣伝事業) |
| 事業例 | パンフレット・ポスター作成、看板作成、雑誌掲載、ホームページ・ネットショップ開設、包装パッケージ・ロゴマーク製作等 |
| 補助率 | 70/100 |
| 補助上限 | 30万円 |

※事業の経歴が3月以上1年1月未満の場合は、最近1月間の売上高が次に掲げる売上高のいずれかと比較して減少率が5%以上となる場合、対象となる。

A. 過去3月間(最近1月含む)の平均売上高

I. 令和元年12月の売上高

ウ. 令和元年10月から同年12月までの平均売上高

【申請受付期間】令和2年6月16日から令和3年3月31日



チラシ
作成



看板
作成



雑誌
掲載

支給には一定の条件があります。ご不明点がございましたら、市のホームページをご覧ください。

砂川市 経済部 商工労働観光課 商工振興係
TEL:0125-54-2121(内線347)

砂川市HPはこちら

